

旭川市国民保護計画の変更について

1 変更の理由

本市の令和8年4月1日以降の組織変更等に伴うもの

2 主な変更内容

(1) 本市の組織変更に伴うもの

理 由	主 な 内 容
令和8年度旭川市の組織変更 に整合させるため	○資料編 ・第2【平素からの備えや予防に関すること】 2-1 市の各部局課における平素の業務 ・第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】 3-2 市国民保護対策本部の組織図 3-3 市各部局課の武力攻撃事態における業務 3-4 国民保護計画項目（見出し）別担当部局（課）

(2) 統計資料数値の修正等、経年に伴うもの

理 由	主 な 内 容
統計数値を最新の状態に修正するため	○本編 ・第1編 第5章 2 社会的特徴 (1)人口及び世帯 経年に伴う統計数値の修正等 ○資料編 ・第1【総論に関すること】 1-1 関係機関等の連絡先 関係機関の名称・所在地・FAX、地区市民委員会の全町内会数・区域内の世帯数を修正 1-2 市の気象概要 年別平年値の追加・削除 ・第2【平素からの備えや予防に関すること】 2-2 避難施設一覧 名称変更、閉校・売却による廃止等を修正 2-3 輸送能力 自動車、バス、鉄道の各数値について修正